

浅井了意の仏書とその周辺

和田 恭 幸

要 旨 浅井了意の仏書に盛り込まれた内容は、了意とはほぼ同時代に生存した学僧惠空の雑著類と多くの面で一致する。惠空の雑著とは、漢籍『竹窓随筆』に倣う『梨窓随筆』・『閑窓和筆』であった。当時、「随筆」なる書名は、故事集に對しても付けられた。了意が、あえて件の書名と時代の風潮を無視したのは、商品としての書物を著作する姿勢にほかならない。しかし、その工夫と学識は功罪半ばして、了意の怪異小説を「作品」から再び唱導話「材」へ解体させる結果をも生んだ。

はじめに

近年、中世期における仏教經典の注釈と説話文学等との関係が鮮やかに解明されてきた。近世期に至り、經典の注釈書は、商業出版機構の確立・読者層の拡大により、多数の刊行をみる。たとえば、水戸藩儒酒泉竹軒の書簡に「近代之出来本ハ皆仏書ニテ御座候」(貞享二年)と嘆きの言葉が綴られるごとくである。⁽¹⁾ 読者層の拡大と大量生産は、自ずと内容・方法に低レベル化を誘う。⁽²⁾ そして、低レベルな經典注釈なればこそ、その裾野に広がる分野も庶民に近い位置の内容となる。ここに、通俗仏書を近世小説研究の俎上に上げる必然性も生じる。

また、翻案怪異小説の手法を世に送り出した浅井了意は、一方では經典の俗解書たる「鼓吹」物の大家であった。了意仏書に収載された中国怪異談の数々は、同じく了意作の仮名草子『堪忍記』(万治二年刊)と多数一致する。⁽³⁾ この事例は、注釈と説話の関係が、通俗注釈と教訓故事集・怪異小説といった具合に、時代と即応する形式で移行した、文学史の一様相を示すものようである。

実のところ、浅井了意とは、そうした文学史の転換地点(変質の現場)に立つ人物なのではなからうか。なれば、鼓吹物の存在を、了意の仮名草子、ことに怪異小説・教訓故事集の諸作品と切り放すことなく、本来ともにあるべき存在として考える必要がある。しかし、そうした推論なり研究視点を可能にすべき具体的証拠はどこにも存在しない。了意仏書と前時代の書物との連携・乖離はおろか、同時代的な僧侶の著作との比較も試みられてはいない。つまり、文学史以前に、同時代的あり方からして不明なのである。

以下、上述の推論にせまるべき基礎作業として、了意とほぼ同時代の学僧惠空の著作、その他の故事集をとりあげ、了意仏書の志向を知るべき具体を見ていきたい。

一、恵空の「随筆」

紀州の恵空（寛永二十〇元禄四年没）は、浄土真宗から天台宗に転じた学僧である。生涯に著す三十余の書物に、『節用集大全』（延宝八年刊）、『徒然草参考』（延宝六年刊）がある。すなわち、元禄四年に遷化した浅井了意とは同時代の人物で、しかもその活動は古典注釈・啓蒙教訓の双方に渡る。ただし、社会的位相においては、了意と立場を異にする。多くの場合、恵空の著作が、檀信徒の助縁に頼る出版形態をとる故である。よって、両者の比較から導き出される結論も、初めから用意されるがごとく、学者と作家の違いしか見えてはこないだろう。

だが、本稿の目的は取えてその具体を知るところにある。同時代の学僧の関心を知ることなく、乖離のみを論じてみても、奇妙に孤立した了意像しか結びえないからである。以下、徒勞を厭わず、恵空の著作を涉獵してみたい。

恵空の著作中、雑著とおぼしき『梨窓随筆』（寛文十二年刊）・『閑窓和筆』（延宝七年刊）の二書が存在する。また、『梨窓随筆』には『梨窓二筆』（同年刊）・『梨窓三筆』（天和二年刊）の続編が存在する。

では、『梨窓随筆』・『閑窓和筆』の内容はいかようであるのか。了意との比較上、注目すべきは三点である。第一は、俗信の考証。第二は、故事説話と中国怪異談に関する条項。第三には、芸能風俗の紹介・考証である。ひとまず、内容紹介のため『梨窓随筆』・『梨窓二筆』・『閑窓和筆』から、俗信の考証を「Ⅰ」、故事説話・中国怪異談に関する条を「Ⅱ」、芸能風俗の紹介・考証を「Ⅲ」として抽出し、内容を検討していきたい。

「Ⅰ」俗信考証

（梨窓随筆・二筆）

二筆四 熊野午王、二筆六 鬼門、二筆十七 夷大黒附子祭、二筆二十 葬頭河ノ翁婆、

(閑窓和筆)

上六 経帷子、上七 世俗六道銭、上八 竈ヲ北ニ向カハシメズ、上九 生見魂、上十五 招魂、上十七 春日作ノ仏、上二四 死靈供ヲ享ク、下二 世俗夜ノ枕ニ貌ノ字ヲ書ス、下二 世俗門ノ柱ニ馬ノ頭ヲ掲ゲ、下十六 降童、下二二 四十二歳ノ疫、下二六 子携テ産宮ニ詣す、下三二 道祖、ウラスネ サイノカミ

〔Ⅱ〕 故事説話、中国怪異談

(梨窓随筆・二筆)

随筆一三 地獄目前ニ在リ、随筆四 生身ニ畜生ト成ル、随筆一六 現報、二筆十一 牛ニ牽レテ善光寺ニ參ル

(閑窓和筆)

上二 世俗ノ浮説ヲ雜ヘ弁ズ、上三 入胎、上四 郭巨、上十 雷神、上十三 片岡ノ飢人、上十六 張博望、上二二 爪杖ヲ呼テ麻姑ノ手ト曰フ、下二 禽獸能ク言フ、下九 肉ヲ割テ親ノ病ヲ差ス、

〔Ⅲ〕 芸能風俗の紹介・考証

(梨窓二筆) 十八 琵琶法師、(閑窓随筆) 下八 傀儡師、

以上にもみる条項は、本来、庶民教化に注がれるべき知識の集積に違いない。件の条項が、少なからず『真俗仏事編』(享保十三年刊)と一致する故である。引合に出す『真俗仏事編』は、概念的な仏教語より、法務の実際に必要不可欠な知識を提供する一種の仏教語辞書である。そのため、今日でも檀家に位牌の説明をする際など、実用に供する。つまり、ここにいう庶民教化も、教義の宣布でなく、寺の日常法務に属する類として位置づけられるのである。

しかし、〔Ⅲ〕の存在は、教化には好事に過ぎよう。やはり、恵空の学識が『徒然草参考』等の古典注釈に傾

けられた事跡にも、原因が存するものようである。

さて、『閑窓和筆』上巻六〇七は葬式の習俗にまつわる条である。六の経帷子は、今日でも葬儀屋が用意してくれる死出の旅装束のこと。上七の六道銭も同様、今日なお続く納棺の習俗である。これに対し惠空は、中国の書物と照合した後、「世俗ノ風流ニシテ、釈氏ノ法ニアラズ、(六道銭を)棺ニ入テモ難ナシ。得道ノ人ノコノム事ニアラズ」と見解を下す。さらに、密教にも似た作法が存在するが、「深意アリ」として俗信と区別する。

俗信を極端に忌避する真宗に前歴をもつ故か、密教を「深意」として棚上げし、なおかつ俗信儀礼に対しては「得道ノ人ノ」云々と、さりげなく拒絶する。そこには、学を渡世とする僧侶の弁疑の姿勢が看取できる。

だが、考証の方法は了意に代表される通俗仏書とさして変らない。まずは、「事祖ニ曰ク」云々として三行の漢文を引用し、紙銭の存在を紹介する。次いで、「冥報記ヲ案ズルニ鬼ノ用ユル銭ハスナハチ紙ノ銭ナリ。(中略)カノ国ニハ亡魂ノ忌日ニナレバ紙ノ銭ヲ焼テタムクルコトアリ」と実例を出す仕方である。

これと比較する了意の著作は『善悪因果経直解』(寛文七年刊)である。まず経典の「師公」の語に対して、「師公ハ覲部也。之ヲ公ト云フコトハ、広韻ニ曰ク」と辞書の説明を行う。諸々の中国書から用例を引き、次いで『西陽雜俎』から「此時、巫覡、壇ヲ設ケ供ヲ備へ、幣ヲ立テ祝ス」(原漢文)と、実例にあたる記事を拾い出す。経典注釈にありがちな方法で、際立った特徴はない。しかし、逆にいえば、惠空とてもこの時代の例外でなく、了意らと同等の方法しか持ちえていない事実を示している。

さて、『Ⅱ』の故事説話・怪異談の条項に話を進めたい。『梨窓二筆』十一「牛ニ牽レテ善光寺ニ参ル」は、今日でもよく知られた説話である。資料面では、慶長年間の作成と推定される掛幅「善光寺参詣曼荼羅」(藤井寺市小山善光寺蔵)に描かれるほか、『枯杭集』(寛文八年刊)、『婦人養草』(元禄二年刊)、はたまた『俚言集覧』にも登載される。

件の説話に対する恵空の考証は、「三宝感応録ヲ読ム。亦似タル事跡アリ。唐ノ豫州ニヒトリノ老母アリ。(中略) 本朝俗話、牛ニヒカレテ善光寺ニマイルトハ、コレ等ノ故事ヨリオコルナルベシ」云々で、中国の書物を用いた一種の典拠考証である。⁽⁶⁾

次に、『梨窓隨筆』六「現報」に目を移したい。この条は「大明勸善録二載、宋乾道三年ニ、江州トイフトコロニ大水出タリ」で始まる中国怪異談を記す。さらに、『閑窓和筆』十一「雷神」の条は、「雷ノ神靈アルコトハ、仏儒ノ通論ナリ」と述べ、諸々の説話を断片的に綴つた後、「ミナソノ自ノ罪ニヨリテ、雷ニ打テ死ス。ソノ外迪吉録ニコノ類ノ人ヲ載ス。」と教誡する。

『迪吉録』は、とりもなおさず、了意の仮名草子『堪忍記』の根幹をなす典拠であつた。⁽⁷⁾ 加えて『堪忍記』は、旧稿に述べたごとく、了意の仏書と深い連携をもつ。⁽⁸⁾ かくて、善光寺・現報・雷神の各条には、了意の仏書・仮名草子の双方にも通づる、中国怪異談への関心が看取できるのである。

では、日本の巷間説話に関して、いかようであるのか。『閑窓和筆』上「春日作の仏」は、世に「春日の作」と称される仏像、ならびに仏師春日に関する考証である。件の仏像は、略縁起の宝品目録にも登場する一種の名物で、『行基菩薩一刀三礼』「恵心僧都御作」に准ずる嘘っぽい存在である。それゆえ、ある種の靈異をもよおす存在でもあつた。その具体は、『因果物語』(平仮名本では巻四―七「名作の仏に奇特ある事」)に記す怪異談のごとくである。とりもなおさず、『因果物語』の「名作の仏」とは、「春日の御作の釈迦多宝」である。つまり、恵空の関心は、中国種だけでなく、日本的な通俗仏教啓蒙の仮名草子とも近似を見せるのである。

こうした例は、他にも存在する。『梨窓隨筆』八に、「今、予ガ住スル浄福寺ニ釈尊八相八幅ノ図アリ。此図ハ寛文中ニ、善覚僧都トトモニ漢筆ノ絵ヲ書写セリ。并ニ八相記アリ」と、自坊の什物を紹介する。そして、「毎年ノ二

月十五日及四月八日ノ両日ニハ、世人ノタメニコレヲ仏閣ニ懸」けるのだという。

さらに、釈迦八相の掛軸には、助縁者が存在した。『梨窓随筆』十によれば、その一人は真言宗の信者であったという。つまり、学者の自己満足でなく、坊主恵空が、檀家の範疇を越えて、広く在家一般と共に行った布教の実体報告なのである。

折しも、恵空が釈迦八相の掛軸を用意した寛文中中には、仮名草子『釈迦八相物語』（寛文六年刊）が刊行され、後に、浄土真宗の玄貞が『因縁三國釈迦一代伝記鼓吹』（元禄五年刊）を著している。釈迦八相は、仮名草子や鼓吹物に限らず、人口に膾炙した題材に違いない。⁽⁹⁾しかし、わざとらしいまでの年時の符合は注目を迫る。

恵空の布教をさぐるべく、「随筆」を読みすすめると、さらに了意との接点が深まる。すなわち、『梨窓随筆』九「亡魂忌日追薦」には、孟蘭盆会法要に催す「施餓鬼ヲモテ自力雑行ト」する者や、「孟蘭盆ヲ誹謗スルヤカラハ、王法ニソムケル大罪アリ」と述べるあたりである。

恵空が孟蘭盆と施餓鬼を肯定するのは、真宗から転じた者の逆説的行動というより、個人の経歴を越えた時代的な課題に依る。すなわち、儒者の「魂神飄散の説」という仏教批判である。また、孟蘭盆には目蓮説話に象徴される「孝」の問題が介在している。『梨窓随筆』同条は、これに対して「神飄散ストイヒナガラ、何ゾ鬼神感應ノ説ヲナスヤ」と反駁を述べる。

実は、こうした分野を最も得意としたのが了意である。旧稿に述べたごとく、了意の鼓吹物は儒仏論争を積極的にとりあげ、論争の定石手段を利用した中国怪異談の列載を行う。⁽¹⁰⁾了意の『仏説十王経直講』（天和三年刊）・『孟蘭盆経疏新記直講』（延宝六年序）の二書が、最も顕著な例である。

さて、「Ⅲ」芸能風俗の考証・紹介を、比較の最終としたい。件の条における恵空の姿勢は、二つに分類できる。

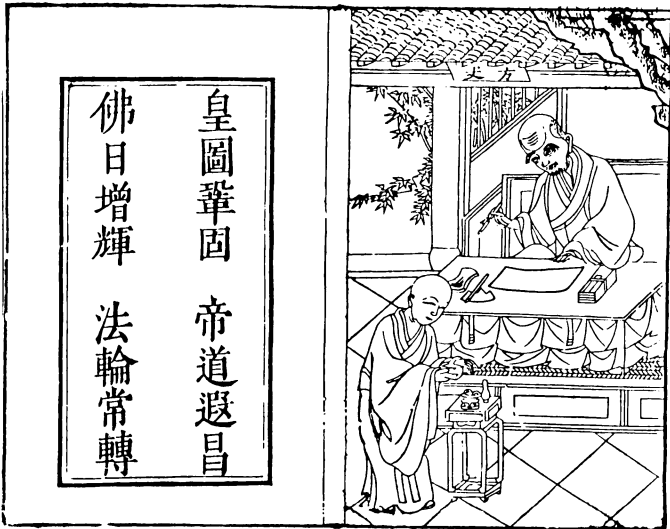
第一は傀儡師の考証で、正月の祝言芸を喜び、且那寺を忌む俗習の常を批判的に見る、学僧らしい姿勢。第二は琵琶法師の考証で、『徒然草参考』を著す学者としての、古典注釈からこぼれ出る豊富な知識の開陳である。また、恵空の述作には、『法音抄』(貞享元年刊)なる謡曲の注釈も存在する。仏教的注釈に偏向するものの、この方面に対するひとつかたならぬ関心を物語っている。

一方、了意も件の考証を仮名草子中に展開している。すなわち『東海道名所記』における、芝居・芸能民(琵琶法師・祭文語り)の紹介と考証である。今日の芸能研究書においても、「祭文語り」の項に、必ず『東海道名所記』を引用するごとく、極めて重要な位置をしめる。こうした「作品」の結構と絡めて表出された考証も、実のところ同時代的な学僧と共有される形で存在したことを示している。

以上の三点にわたり、了意の仏書のみならず仮名草子の内容も、同時代に古典注釈を手がけた学僧恵空の関心と、それ程遠い位置には存在していないことが明らかになった。

二、「随筆」という入れ物

恵空の『梨窓随筆』には、規範となるべき先例が存在した。中国明代の僧侶、雲棲株宏の『竹窓随筆』(承応二年和刻)がそれである。恵空の『梨窓随筆』は、所々に『竹窓随筆』を引用する。しかし、両者の影響関係は、本文を検討するまでもなく、もっと単純かつ重大な点に表れる。第一に「竹窓」に対する「梨窓」であること。第二に、「竹窓随筆」の続編は「竹窓二筆」「竹窓三筆」であるが、「梨窓随筆」もまた同様に「梨窓二筆」「梨窓三筆」の続編を具えること。第三は書物の体裁である。即ち、「竹窓随筆」の扉は、中国仏書の香も高く、図版1のとおり。それに続く図版2は『梨窓随筆』の扉。件のごとく、『梨窓随筆』が漢籍の体裁を模倣し、『竹窓随筆』への追随意識の下に



【図版 1】 汲古書院和刻本漢籍隨筆集15所収『竹窓隨筆』



【図版 2】 刈谷市立図書館所蔵『梨窓隨筆』（享保六年刊本の後印本）

成ったことは明らかである。さらに、これと同様、前節にとりあげた『閑窓和筆』もまた、かの「和筆」が何に対す「和」なのか、自ずと暴露されたであろう。

ところで、中国の「随筆」とはいったい何者なのか。『中国学芸大事典』（近藤春雄著・大修館書店刊）は、「思うに、随筆には、雑記・漫録・叢談・夜話・日録・筆談など、みな含まれていて、その内容も学術的なものから里巷の問談異聞に至るまで雑多である。」と解説する。

では、近世書林書籍目録の分類は、いかようであるのか。「五の目録」こと元禄五年刊の『益書籍目録⁽¹⁾』は、『竹窓随筆』を仏書の「禅宗」に、『梨窓随筆』『閑窓和筆』の二書を「故事」部に分類する。件の書籍目録における『竹窓随筆』の分類は、株宏の他の著作とまとめて記すに過ぎない。しかし、『梨窓随筆』『閑窓和筆』の分類は、内容にかかわる問題をも提示する。

かの書籍目録の「故事」部は、『事文類聚』を筆頭に全八十四書を登載する。この内、「随筆」を名のる日本人の著作に、貞享元年刊の『東湖随筆』（五巻五冊・稲垣龍軒作）がある。件の書は、故事説話を羅列しただけの全き故事集にすぎない。つまり、恵空の時代における「随筆」は、故事説話と不即不離の関係にある書名としても存在したことになる。

さて、ここに新しく登場した『東湖随筆』とは、いかなる内容の書物であるのか。その序文は、「小児ノ輩、燭ヲ剪テ、夜話ヲ好」むが、教育上好ましくないの、「嘉言善行」を類聚した由を述べる。しかし、「燭ヲ剪ル」の文言は、件の書もまた『剪燈新話』、ひいては百物語の法式と無縁でない事情を明す。また、内容においても同様、卷一「三二」『伎兒冤魂の事実』・卷二「三二」『二門口月八三義』・卷四「十四」『徐申ガ妻兒ヲ凍餓シ殺ス』（徐鉄白の話）等の怪異談を少なからず収載する。

では、典拠の面において、いかようであるのか。実をいうと、『東湖隨筆』全二〇五条の内、二十五条は、浅井了意の『愚迷発心集直談』(刊年不明)を直接の典拠とする。その実例は、次のごとくである。なお、③に『太平広記』をあげた理由は、了意の『三朝和解説法林樵談』が、数条まとめて件の書から抜粋・翻訳するので、典拠と判断した故である。

① 『愚迷発心集直談』卷五―二六

晋ノ太元年中ニ沙門竺曇遂ハ、年二十余ニシテ白哲端正の美僧也。流俗懶惰ノ心ヲ起シテ如法ノ修道ナシ、

② 『東湖隨筆』卷五―二三

晋ノ太元年中ニ沙門竺曇遂ハ、年二十余ニシテ白哲端正の美僧也。流俗懶惰ノ心ヲ起シテ如法ノ修道ナシ、

③ 『太平広記』卷二四

晋太元中 謝家沙門竺曇遂 年二十余 白哲端正 流落沙門

①③とも、典拠を『統搜神記』と記す。だが、②の波線部以下は、①に拠らずしては起こりえない補筆である。また、同じ了意の仏書でも、次のような差異をきたす場合がある。

① 『愚迷発心集直談』卷四―二五

昔仏在世ノ時、一リノ道人有り。河辺ノ樹下ニ在テ、学道十二年ノ中ニ貪想除コラス、

② 『東湖隨筆』卷五―十八

昔仏在世ノ時、一リノ道人有り。河辺ノ樹下ニ在テ、学道十二年ノ中ニ貪想除コラス、

③ 『阿弥陀経鼓吹』卷十七―一

昔仏在世ノ時、一リノ道人有り。河ノ辺リニ住シテ、樹下ニ座シテ、学ヲ学スルコト道十二年ヲ経テ、終ニ妄念

ヲ除息スルコト能ハス。

①・③は、共に了意の仏書であるが、③だけ異なる。つまり、数ある了意の仏書中でも、特定の一書に限定できるわけである。左記は、以上の検討を加えて、両者に依拠関係が認められた一覧である。

【東湖随筆】

【愚迷発心集直談】

- | | | |
|-----|-----------------|--------|
| 一五 | 愚猿井中ノ月ヲ取ラント欲スル縁 | 愚迷四一七 |
| 一八 | 劉希夷白頭ノ翁ノ詠 | 愚迷三二二四 |
| 一九 | 鄭蜀賓ガ詩識 | 愚迷三二二四 |
| 一十 | 玄都觀ノ事 | 愚迷二一九 |
| 一十一 | 隋秦王俊死後ノ名碑 | 愚迷二二七 |
| 一十四 | 上陽白髮人ノ事実 | 愚迷四一 |
| 一二八 | 五種ノ衰損 | 愚迷二一一 |
| 一二九 | 琰羅王三使 | 愚迷二二三 |
| 一三十 | 邵康節杜鵑ヲ聴ク | 愚迷二二三 |
| 一三一 | 晋ノ平公勤学 | 愚迷四一十七 |
| 一三二 | 伎尼冤魂ノ事実 | 愚迷四一十五 |
| 一三三 | 沙弥浮木の喩ヲ悟ル | 愚迷三一 |
| 一二四 | 白象聞法芳方 | 愚迷四二八 |
| 四一三 | 張果ガ方術 | 愚迷三十四 |

- | | | |
|------|-------------|--------|
| 四一三七 | 国王落花ニ依ッテ悟道ス | 愚迷二一十四 |
| 五一十三 | 漢ノ李夫人ノ事実 | 愚迷二一十七 |
| 五十四 | 智則清貧 | 愚迷六一十三 |
| 五十六 | 一蛇多尾相争フ縁 | 愚迷四一八 |
| 五十七 | 農家死ヲ悲シマザル縁 | 愚迷四一十四 |
| 五十八 | 亀六ヲ蔵す縁 | 愚迷四一五 |
| 五十九 | 貧人銀囊ヲ拾フ諭 | 愚迷一一三 |
| 五十二十 | 僧規冥途ヲ見ル | 愚迷三一二十 |
| 五二一 | 宋皇后讒死 | 愚迷三一十九 |
| 五二三 | 曇遂廟神ト成ル | 愚迷五一二六 |
| 五二四 | 飲酒五戒ヲ破ル縁 | 愚迷五一二七 |
- 数量の点でいえば、わずかに割強にすぎない。しかし、右の事例が示唆する問題は、けつして小さくない。旧稿に述べたごとく、『合類大因縁集』（貞享三年刊）の七割は了意仏書から抜粹された条であつた。了意の仏書とは、とりもなおさず「鼓吹」と題された經典の通俗注釈書。対する『合類大因縁集』の外題は『三回説法因縁集』である。つまり、通俗注釈から説教用の説話集たる「因縁集」が誕生したのである。この現象は、近世の特異な現象でなく、中世以来続く當為の延長線上に存在しよう。ただし、商業出版機構から誕生した、新時代の到来を象徴する画期的存在でもあつた。⁽¹³⁾

しかし、『東湖隨筆』の存在は、そうした『合類大因縁集』をも、時代遅れな存在と断言させるに充分な材料を提

供する。その新しさは書名である。「因縁集」とは、説教用の説話集に付けられる、およそ一般名詞に近い書名である。小林文庫本『因縁集』にせよ、大正大学本『因縁集』にせよ、説教僧が手控え用に作成した写本は、皆「因縁集」を名のる。思うに、「因縁」とは説教における「譬喩因縁談」を指す語であり、在家の好笑的行為にはそぐわない。要するに「因縁集」とは、抹香臭い題名なのである。加えて、説教には「説教坊主」の蔑称が具わるごとく、高級なイメージはない。

ゆえに、恵空が自身の雑著を成すにあたり、中国高僧の「随筆」を慕ったのも至極当然の行為といふべきである。また、同時代的には、直談の抜き書きになおも依存する故事集に対しても「随筆」と命名するとき、新たな方向性も生じていたのである。「随筆」は、故事説話の新しい入れ物であった。

三、了意仏書は時代遅れなのか

書名に新しさを有する『東湖随筆』は、実のところ何の変哲もない故事集ではない。その記述形態は、各条の題名の下に典拠名を記す、他にいくらかも類例のある仕方である。そして、何より『東湖随筆』より二年前に刊行される了意の『新語園』(天和二年刊)こそ、件の体裁を有する故事集であった。さらに、『東湖随筆』には及びもつかない流麗な文章で綴られる。ただし、『新語園』は、あくまでも先行の『語園』に追随する「新」である。流行を察知するに敏であったはずの了意の作品には、奇妙というべき現象ではないか。

こうした書名に起因する現象は、『新語園』に止まらない。了意の仏書『三朝法林樵談』(元禄四年刊)もまた、件の体裁を有する書物である。その内容は、中国怪異談に富み、幻術の奇妙、酷虐の猟奇を盛り込む。『東湖随筆』『法林樵談』が双方共に載せる「崇儼」の幻術説話にせよ、『法林樵談』の方が省略なく、また文章も流麗である。だが、

あくまでも「法林」を冠する「因縁集」でしかない。後世の改題書名もまた「三因縁譚」（明和五年刊）であった。

さて、前節にあげた元禄五年書籍目録の「故事」部で、「随筆」を名のるのは、実のところ『梨窓随筆』と『東湖随筆』の二書だけである。すでに一条兼良の『東斎随筆』が成立していたにしろ、当時の我国における故事集の書名としては、未だ冒険性に満ちた命名といわざるをえないだろう。

一方、「随筆」を一度も名のらない意であるが、株宏の『竹窓随筆』を知らないわけがないのである。了意の『戒殺放生物語』の典拠は、ほかならぬ株宏の『戒殺放生文』だからである。すると、了意が敢えてそれを跨いで通りすぎた可能性が生じてくる。それは何ゆえか。

『戒殺放生物語』に徴して考えると、事はさらに明解になろう。件の作品は今日稀少な伝本数ではあるが、説教の世界において、件の主題と説話はむしろ主流であった。漢詩人として名高い天台宗の慈周が著す『放生功德集』（天明元年序）の改題書名が、『説法因縁集』（刊年不明）であることにも、「戒殺・放生」の位相が示されよう。つまり、『竹窓随筆』なる高尚で耳慣れないところをわざと避けて、前時代の説教用説話集に連絡し、なおかつ新しい中国の書物の内容を選んだわけである。

すると、書物の命名においても同様に、内容の充実とは裏腹な、誰にでもすぐわかる、ちよつと古く（追随）、なおかつ少し高級感の有るスタイルを、わざと標榜するのは当然である。「法林・樵談」の組み合わせは、その具体として理解されよう。流行を察知するに敏と評される了意であるが、こうした外づら作りも同時に巧まれたわけである。

了意の仏書は、代表的な仮名草子が刊行された後の著作であるため、ともすれば仮名草子作家の名声に乗じた余裕綽々とした活動のごとくにも錯覚されるが、その実、仮名草子を上回る、売れるための余儀なき「計算」が施されていたわけである。

四、過去の合唱導家「釈了意」

通俗仏書における了意の工夫は、見事に功を奏した。だが、それゆえ奇妙な現象をも引き起こしてしまったものようである。その具体として、了意の仮名草子が辿った軌跡を二例報告したい。

『浄土扶桑怪談弁述鈔』(寛保二年刊) 卷三十九「蜘蛛塚妖怪」は、その好例である。件の条は、「洛東五条ノ北、烏丸大善院ニアル蜘蛛塚ハ」で始まる怪異談に関わる一条である。これに対する作者春鶯の評は、「鶯按ズルニ、是ノ事、了意師ノ犬波李古、黒川カ雍州府志ニモ載タリ」云々である。重ねて春鶯は『西陽雜俎』の一条を引いて、一種の典拠考証を行う。

春鶯の評においては、仮名草子『狗張子』も地誌『雍州府志』も、なぜかしら等位の資料である。しかも、浅井了意を「了意師」と呼び、黒川道佑を「黒川」と呼び捨てにさえる。むろん、一般的には「林道春ガ二」という具合に、敬称のないのが普通である。しかし、この場合は「師」の有るものと無いもので、際立った落差を見せる。了意の名声ゆえに、仮名草子の怪異小説が、考証材として分解され、それ自身にも典拠考証をされてしまったのである。奇しくも、それは後世の通俗仏書の中においてであった。

もう一方は、仮名草子の怪異小説が唱導の話材に解体された例である。『幡随意上人諸国行化伝』(宝暦五年刊) 卷一四「伝戸病ヲ治シ給フ事」が、それである。件の条は、了意の仮名草子「伽婢子」卷十三四「伝戸禳去」を典拠とする。⁽¹⁶⁾このほか卷二五「宇治ノ癭女ヲ教化シ給フ事」は、瘤の中から怨魂の化した蛇が出る話で、やはり「伽婢子」十三三「蛇瘤の中より出」と類似の構成を見せる。了意の著作中、伝戸病は「伽婢子」ばかりでなく、『仏説十王経直談』にも記される。しかし、仏書ならぬ『伽婢子』の方が唱導材の領域に回帰してしまったのである。

旧稿に述べたごとく、了意自身における『伽婢子』の位置づけは、『堪忍記』や『戒殺放生物語』と全く異なっていた。その証左ともいうべく、『戒殺放生物語』・『堪忍記』の二書には、自身の仏書の中で、記述の足りない部分を件の二書によって参照補足せよとの指示を記すが、『伽婢子』に対してはそれを行わない。⁽¹⁷⁾そして、何より『伽婢子』の確立した方法の上に、後の作品が開いていった、近世怪異小説の文学史が存在する。

しかし、了意以後の通俗仏書においては、了意の仮名草子を再び解体の方向へ向かわせる行為がなされた。結局、過去の大唱導家としての権威がそうさせたのであろう。しかし、一方では、本来的にその知識が、成立時期の学僧と等しき位相の関心事であるが故、件のごとき利用にも供し得たことになる。

〔注〕

(1) 『新訂黒田家譜』(川添昭二氏校訂・文献出版・昭和五十八年)。倉員正江氏のご指示による。

(2) たとえば『法華鷲林拾葉鈔』においては、「提婆品」龍女成仏の下りを釈するにあたり、語句注釈の領域を遙かに越えて、円密一致の思惟を展開する。しかし、浄土教系の宗派が台頭する近世仏書においては、説話ばかりが奇抜な内容になるだけで、天台宗のハイレベルな思考展開は二度と展開されなくなる。加えて、経の文句に付随する説話も、類書における「事実」に相当する辞書の用例に過ぎない記し方となる。

編輯の姿勢としては、浄土宗の必夢の鼓吹物が実は了意のそれを利用した二次的産物にすぎない事例も存在する(「当館所蔵 必夢の仏書三種并にその特色」調査研究報告16号・平成7年)。

(3・8・10) 拙稿『「堪忍記」の性格』(近世文芸) 55号・平成三年)

(4) 高倉学寮講師恵空(真宗大谷派)とは別人。『恵空編輯用集大全研究並びに索引』(中田祝夫氏・昭和五十年・勉誠社刊)。「恵空伝補講」(表章氏・「中田祝夫博士功績記念・国語学論集」所収・昭和五十四年)。

- (5) 『絵語りと物語り』(徳田和夫氏著・平成二年・平凡社刊)
- (6) 現代における典拠研究は、徳田和夫氏が前掲(4)の論考中に展開される。
- (7) 『堪忍記』の出典 上の——中国種の説話を中心に(小川武彦氏・『近世文学研究と評論』10号)
- (9) 中世期を扱う研究には、「真福寺蔵」釈迦如来八相次第」について——中世仏伝の新資料——(小峯和明氏・『国文学研究資料館紀要』17号・平成三年)「仏伝と絵解?——中世仏伝の様相」(同氏・『絵解き研究』9号・平成三年)が具わる。近世期の資料には、「しゃか八さう記」(寛文九年刊)の古浄瑠璃正本も存在する。
- (11) この目録をとりたてて参照する理由は、次の意見に依る。「元禄までの刊行物を多数網羅してあるので、後世まで『五の目録』と称して永く愛用された。(中略)この五の目録に連絡する享保十四年板以下の後期の部類わけ目録は、その後の新刊書のみを著録する編輯方針をとった為に、依然としてこの元禄五年板は必要であったのである。したがって摺印を重ねて、相当部数発行されたので、伝存本が多く、江戸時代の書籍目録の代表的なものとなった」(斯道文庫編『江戸時代書林出版目録集成』一、阿部隆一氏の「解題」による)。
- (12) 管見の範囲では、年記を欠く刊年不明本ばかりである。ただし、延宝三年刊『古書籍題林』に記載されるので、『東湖随筆』より先に刊行されたことは確実。
- (13) 拙稿「合類大因縁集」考」(『国文学論考』29号・平成五年)
- (14) 仏書における件の体裁は、『釈門白鏡録』(元和七年古活字版・無刊記整版)に顕著である。仏書におけるこの体裁の発する問題点は、近刊の別稿「咄本の素材」(『講座日本の伝承文学』巻四所収予定)に譲りたい。
- (15) 『合類大因縁集』とは別本。筆者の架蔵本は無刊記本で三巻三冊の半紙本。
- (16) 従前の指摘がないため、部分的にでも引用比較すると、次のごとくである。(伽↓伽婢子、幡↓幡随意上人諸国行化伝、と略称)
- (伽) 宝曆年中の事にや、中山中条親通のむすめ、尼になりて西山に住す。たゞかりそめに虚損勞瘵の病にかゝり、潮熱咳嗽、盗汗して、漸々に瘦おとろへたり。
- ←
- (幡) 天正年中、武州浅草の辺りニ武将アリ、一人ノ息女(中略)尼トナシテ浅草ノ辺ニ庵ヲ構ヘ住ミ玉ヒケリ。尔ルニ、カリソメニ虚損勞瘵ノ病ニカ、リ、其身熱シテ咳嗽盜汗シテ、漸々ニヤセ衰ヘタリ。

(17) 拙稿『伽婢子』——序文釈義——(『みえない世界の文学誌』所収・平成六年・ペリかん社刊)